

第3号様式(第7条関係)

市営住宅駐車場使用許可書

住所
氏名 様

次のとおり許可します。
年 月 日

厚木市長

1	自動車の 使用者	氏名 名義人と の続柄			
2	使用する 自動車	車名		形状	
		年式		登録番号	
		排気量			
3	駐車場の 区画番号	市営住宅	駐車場	番区画	
4	使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5	使用料	月額	円		

許可条件等

- 1 届出義務
次の場合は、速やかにその事実を証明する書類等を提出してください。
(1) 自動車購入予定者が、自動車の引渡しを受けたとき。
(2) 許可車両を譲渡又は廃棄したとき。
(3) その他許可事項に変更が生じたとき。
- 2 保管場所の返還
保管場所を返還するときは、7日前までにその旨届け出てください。

(裏面に続く)

3 使用許可の取消し等

市において保管場所を公用又は共用の用に供する必要が生じたとき、又はこの許可を受けた者が次の事由に該当する場合は、使用許可の取消しを命ずることがあります。

- (1) 不正行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 家賃又は保管場所使用料を滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその付帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 使用資格を失ったとき
- (5) 市長の指示又は命令に違反したとき。

4 損害賠償

- (1) 使用者が保管場所又は付帯施設を損傷又は滅失したときは、原状に回復しまたは賠償しなければならない。
- (2) 市長は、保管場所内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

5 使用料の変更

市長は、物価の変動、保管場所の改良その他の事情により特に必要であると認めるときは、使用料を変更することができる。

6 使用料の納付

使用料は、毎月末までにその月分を納付すること。